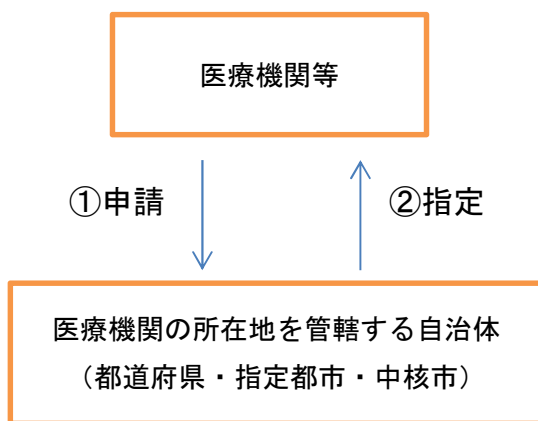


## 新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医療機関の申請をお願いします

新潟県福祉保健部健康対策課

- 平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」(以下「法」といいます。)が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まります。
- 新制度では、知事等の指定を受けた医療機関等(指定小児慢性特定疾病医療機関)が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができます。
- 現在、小児慢性特定疾患の患者の方が利用されている医療機関におかれましては、指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を受ける必要がありますので、新潟県への申請手続きをお願いします。

### 申請のイメージ



※申請手続きの詳細は裏面をご覧ください。

※このお知らせは新潟県内(新潟市を除く)に所在する医療機関等にお送りしています。

※新潟市に所在する医療機関は、新潟市の指定となります。申請手続きの詳細については、新潟市へお問い合わせください。

## 1 指定医療機関の申請手続等

### (1) 申請手続

別添の「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を下記の「申請書提出先」あてに提出してください。

【申請書提出先】 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1  
(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要)  
新潟県福祉保健部健康対策課母子保健係 あて

### (2) 留意事項

- ア 申請者は、開設者となります。
- イ 指定後、新潟県から申請者あてに指定通知を送付します。
- ウ 指定を行った医療機関等の名称、所在地等は新潟県ホームページへの掲載等により公示します。
- エ 指定の有効期間は6年間です。更新には手続きが必要です。
- オ 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称及び所在地その他申請書の記載事項について変更があったときは、変更手続きが必要です。

## 2 指定医療機関の要件・責務

### (1) 要件（法第19条の9）

- ア 以下の医療機関等であること。
  - ① 保険医療機関
  - ② 保険薬局
  - ③ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- イ 法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

### (2) 責務（法第19条の11・第19条の12・第19条の13）

- ア 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- イ 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による。
- ウ 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

担当  
健康対策課母子保健係  
電話 025-280-5197